

別紙3 柏崎市固定資産台帳整備基準一覧表

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を基準とし、柏崎市の固定資産台帳整備に関する基準を以下にまとめる。

項目	開始時 平成26年度末		開始後 平成27年度以後取得分	
	昭和59年度以前取得分	単位	昭和60年度以後取得分	
有形固定資産全体に共通する基準	★再調達原価 ※立木竹以外は再評価は行わない。		■取得原価 ★不明な場合は再調達原価 ※立木竹以外は再評価は行わない。	■取得原価 ※立木竹以外は再評価は行わない。
土地	土地	筆	■取得原価 ①取得にかかる直接的な対価 購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費(付随費用)を含む。	■取得原価 ①取得にかかる直接的な対価 購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費(付随費用)を含む。
	★再調達原価 ①個別評価(課税地と同様の評価) ②平均単価(固定資産税概要調査)地目市平均		★再調達原価 ①個別評価(課税地と同様の評価) ②平均単価(固定資産税概要調査)地目市平均	
	インフラ資産の底地(道路、河川及び水路の敷地を除く)	筆	■取得原価 ①取得にかかる直接的な対価 購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費(付随費用)を含む。	■取得原価 ①取得にかかる直接的な対価 購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費(付随費用)を含む。
	★再調達原価 ①個別評価(課税地と同様の評価) ②平均単価(固定資産税概要調査):市地目平均		★再調達原価 ①個別評価(課税地と同様の評価) ②平均単価(固定資産税概要調査):市地目平均	
道路、河川及び水路の敷地	筆	■取得原価 ①取得にかかる直接的な対価 購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費(付随費用)を含む。	■取得原価 ①取得にかかる直接的な対価 購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費(付随費用)を含む。	
★再調達原価 ①1円(備忘価額)		★再調達原価 ①不明な場合は1円(備忘価額) ②無償移管の場合1円(備忘価額)		
売却可能資産	筆	★再調達原価 ①基準日時点における売却可能価額 ②固定資産税課税標準額を下限とする額	★再調達原価 ①基準日時点における売却可能価額 ②固定資産税課税標準額を下限とする額	
建物 (インフラ施設を含む。)	建物	棟	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①不明な場合は延べ床面積×構造・用途別単価 ②無償移管の場合は "	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①不明な場合は延べ床面積×構造・用途別単価 ②無償移管の場合は "
	売却可能資産	棟	★再調達原価 ①基準日時点における売却可能価額 ②固定資産税課税標準額を下限とする額	★再調達原価 ①基準日時点における売却可能価額 ②固定資産税課税標準額を下限とする額
立木竹	樹種	樹種	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①樹種・樹齡別面積×樹種・樹齡別単価 樹種・樹齡別単価は「森林国営保険」 ※再評価 ①6年に1回程度	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①樹種・樹齡別面積×樹種・樹齡別単価 樹種・樹齡別単価は「森林国営保険」 ※再評価 ①6年に1回程度
	★再調達原価 ①樹種・樹齡別面積×樹種・樹齡別単価 樹種・樹齡別単価は「森林国営保険」 ※再評価 ①6年に1回程度		★再調達原価 ①樹種・樹齡別面積×樹種・樹齡別単価 樹種・樹齡別単価は「森林国営保険」 ※再評価 ①6年に1回程度	
工作物	工作物	箇所	■取得原価(資本的支出を追加)又は再調達原価50万円以上のものを台帳に登録する。	■取得原価(資本的支出を追加)又は再調達原価50万円以上のものを台帳に登録する。
	道路	路線	■取得原価(平成26年度整備分) ①路線単位の事業費 舗装と路盤に区分する。 資本的支出を追加 ★再調達原価(平成25年度までの事業分) ①幅員・舗装別等の現在単価×道路面積(1.5m未満道路、未舗装道路も対象) 舗装と路盤に区分する。トンネル、橋りょうを加算	■取得原価 ①路線単位の道路工事費 舗装と路盤に区分する。 ②取得にかかる直接的な対価 街灯、ガードレール、標識等(付随費用)を含む。 資本的支出を追加 (1.5m未満道路、未舗装道路も対象)
	河川	箇所	■取得原価 資本的支出を追加 平成元年度からの工事費 ★再調達原価 平均工事単価×延長(m)	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 平均工事単価×延長(m)
	林道、農道	路線	市道に準ずる。	市道に準ずる。
	公園	箇所	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①公園造成費設計単価×面積(m ²) ②見積金額等	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①公園造成費設計単価×面積(m ²) ②見積金額等 盛土・植栽・舗装・遊具等を区分する。
	橋りょう、トンネル、歩道橋	施設	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 平均工事単価×延長(m)	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①設計単価×面積(m ²) ②見積金額等
	その他学校、スポーツ施設等	箇所	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①平均工事単価×面積(m ²) ②見積金額等	■取得原価 資本的支出を追加 ★再調達原価 ①設計単価×面積(m ²) ②見積金額等
	物品、浮標等、航空機、船舶	個	■★取得、再調達原価 ①取得価額または見積価格50万円以上を計上 ★再調達原価 ①同性能の当該資産の市場価額 ②パンフレットやホームページでの価額	■★取得、再調達原価 ①取得価額または見積価格50万円以上を計上 ★再調達原価 ①同性能の当該資産の市場価額 ②パンフレットやホームページでの価額
	美術品	個	■★取得、再調達原価 ①取得価額または見積価格300万円以上を計上 ★再調達原価 ①美術年鑑等に掲載された価額	■★取得、再調達原価 ①取得価額または見積価格300万円以上を計上 ★再調達原価 ①美術年鑑等に掲載された価額
	無形固定資産全体に共通する基準	■取得原価 ★不明な場合は再調達原価 ※再評価は行わない。		■取得原価 ★不明な場合は再調達原価 ※再評価は行わない。
無形固定資産	無体財産権	件	■取得原価 ①補償金額50万円未満は計上しないことも認める。	■取得原価 ①補償金額50万円未満は計上しないことも認める。
	用益物件	件	■取得原価 ①建物所有を目的とする賃貸借の契約額 ②地代の支払額 ③権利金の一時金の支払額 ④借地権等の有償での取得額 ⑤建物購入時、借地権の対価と認められる部分 ⑥土地改良(地盛り、地ならし、埋立)費 ⑦借地契約の手数料 ⑧増改築のため土地所有者に支出した費用	■取得原価 ①建物所有を目的とする賃貸借の契約額 ②地代の支払額 ③権利金の一時金の支払額 ④借地権等の有償での取得額 ⑤建物購入時、借地権の対価と認められる部分 ⑥土地改良(地盛り、地ならし、埋立)費 ⑦借地契約の手数料 ⑧増改築のため土地所有者に支出した費用
	ソフトウェア	式	■取得原価 ①購入に要した費用、付随費用 ②製作に要した費用、付随費用 ※試験研究費は計上しない。	■取得原価 ①購入に要した費用、付随費用 ②製作に要した費用、付随費用 ※試験研究費は計上しない。
その他	建設仮勘定	工事名	■取得原価 建設仮勘定として管理する各資産の資本的支出 ■取得原価 [所有権移転ファイナンスリース取引] ①賃手の購入価額 ②割引現在価値と見積現金購入額の低い額 耐用年数:経済的使用可能予測期間	■取得原価 建設仮勘定として管理する各資産の資本的支出 ■取得原価 [所有権移転ファイナンスリース取引] ①賃手の購入価額 ②割引現在価値と見積現金購入額の低い額 耐用年数:経済的使用可能予測期間
	リース資産	契約	■取得原価 建設仮勘定として管理する各資産の資本的支出 ■取得原価 [所有権移転ファイナンスリース取引] ①賃手の購入価額 ②割引現在価値と見積現金購入額の低い額 耐用年数:経済的使用可能予測期間	■取得原価 建設仮勘定として管理する各資産の資本的支出 ■取得原価 [所有権移転ファイナンスリース取引] ①賃手の購入価額 ②割引現在価値と見積現金購入額の低い額 耐用年数:経済的使用可能予測期間

※開始時、開始後問わず、適正な対価を支払わずに取得したものは原則として再調達価額(ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地は原則として備忘価額1円)